第六項	第六十六条の八第五項第二号	第六十六条の八第十一項の規定により読み替えられた同条第五項第二号
	分割等前十年内事業年度の課税済金額	分割等前二年内事業年度の間接配当等又は間接課税済金額
	請求権勘案直接保有株式等（内国法人が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該内国法人が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）をいう。以下この項及び第八項において同じ。）	間接保有の株式等の数（法第六十六条の八第十項第二号イに規定する間接保有の株式等の数をいう。以下この項において同じ。）
	請求権勘案直接保有株式等の	間接保有の株式等の数の

第三十九条の十九第十三項の表第六項第一号の項から第六項第二号イ及びロの項までを削り、同条第十四項中「第八項又は第十項」を「第七項又は第九項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十五項中「第九項前段」を「第八項前段」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十第四項中「第九条第一項第一号イ」を「第九条第一号イ」に改め、同条第五項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第三十九条の二十の三第十三項第一号中「連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人」を「内国法人が通算法人である場合における他の通算法人」に改め、同項第三号中「連結法人（当該連結法人が連結子法人である場合には、当該連結法人に係る連結親法人）」を「内国法人が通算法人である場合における当該内国法人に係る通算親法人」に改め、同項第五号中「又は前号」を「及び前号」に改め、同条第十四項中「、第六十六条の六第一項各号及び第六十八条の九十第一項各号」を「及び第六十六条の六第一項各号」に改め、同条第十七項第一号中「又は第六十八条の九十三の二第二項第三号」を削り、「法第四十条の七第二項第四号又は第六十八条の九十三の二第二項第四号」を「同項第四号」に改め、「及び法第六十八条の九十三の二第五項各号に掲げる外国関係法人の区分に応じ当該各号に定める場合に該当する事実があるときのその該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百二十の三第十三項」を削る。

第三十九条の二十の四第二十五項中「部分対象外国関係法人」を「部分対象外国関係法人又は」に改め、「又は法第六十八条の九十三の二第二項第七号に規定する部分対象外国関係法人（同項第八号に規定する外国金融関係法人に該当するものを除く。）」、「及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百二十の四第二十五項」を削る。

第三十九条の二十の五第八項中「又は第六十八条の九十三の二第八項各号列記以外の部分」、「及び法第六十八条の九十三の二第十項第一号に該当する事実がある場合のその該当する事業年度」及び「又は第三十九条の百二十の五第八項」を削る。

第三十九条の二十の七第三項中「第九項及び第十二項」を「第八項及び第十一項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第十項及び第十二項」を「第九項及び第十一項」に改め、同条第五項中「第十一項及び第十二項」を「第十項及び第十一項」に改め、同条第六項中「第十五項」を「第十四項」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六十六条の九の三第三項」を「第六十六条の九の三第二項」に、「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第十一項」を「第十項」に、「第三十九条の十八第二十五項」を「第三十九条の十八第二十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第三十九条の十八第二十六項」を「第三十九条の十八第二十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第六十六条の九の三第四項」を「第六十六条の九の三第三項」に、「第二十九条の十八第二十七項」を「第三十九条の十八第二十五項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第六十六条の九の三第四項及び第六項」を「第六十六条の九の三第三項及び第五項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を削る。

第三十九条の二十の八第四項中「第六十六条の九の四第六項」を「第六十六条の九の四第五項」に、「第六十六条の八第六項」を「第六十六条の八第五項」に改め、同条第五項中「第六十六条の九の四第十項第一号に」を「第六十六条の九の四第九項第一号に」に改め、同項第一号中「、部分課税対象金額若しくは」を「、部分課税対象金額又は」に、「又は法第六十八条の九十三の二第一項に規定する個別課税対象金額、同条第六項に規定する個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（法第六十六条の九の四第十項第一号」を「（法第六十六条の九の四第九項第一号」に、「同号に規定する前二年以内の各事業年度等」を「前二年以内の各事業年度（同号に規定する前二年以内の各事業年度をいう。第八項において同じ。）」に改め、「又は連結所得の金額」を削り、同条第六項中「第六十六条の九の四第十項第一号」を「第六十六条の九の四第九項第一号」に改め、同条第七項中「第六十六条の九の四第九項第二号イ」を「第六十六条の九の四第九項第二号イ」に、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第八項中「第六十六条の九の四第十項第二号ロ」を「第六十六条の九の四第九項第二号ロ」に改め、「同号ロに規定する」及び「（以下この項において「前二年以内の各事業年度」という。）」を削り、「同条第十項第一号」を「同条第九項第一号」に改め、同条第九項中「第六十六条の九の四第十項」を「第六十六条の八第六項」に、「第六十六条の八第五項」に改め、同条第十項中「第七項又は第九項」を「第六項又は第八項」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改め、同条第十一項中「第八項前段」を「第七項前段」に、「第九条第一項第一号ハ」を「第九条第一号ハ」に改める。

第三十九条の二十の九第五項中「第十四条の十第一項」を「第十四条の六第一項」に改め、同条第六項中「第四条の七」を「第四条の三」に改める。

第三十九条の二十四の二第五項及び第六項を削り、同条第七項中「第六十六条の十三第九項」を「第六十六条の十三第七項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6　法第六十六条の十三第八項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

7　法第六十六条の十三第八項に規定する法人が同項に規定する通算開始直前事業年度又は通算加入直前事業年度終了の時に同項に規定する特別勘定の金額（以下この項において「特別勘定残額」という。）を有する場合において、当該特別勘定残額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める特別勘定の金額に該当するときは、当該特別勘定残額については、同条第八項の規定は、適用しない。

一　法人税法第六十四条の十一第一項に規定する内国法人（同項に規定する親法人を除く。）　法人税法施行令第百三十一条の十三第二項第四号ロに掲げる特別勘定の金額

二　法人税法第六十四条の十二第一項に規定する他の内国法人　法人税法施行令第百三十一条の十三第三項第四号ロに掲げる特別勘定の金額